

第25期 第13回大津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月12日（金）13時30分から15時00分

2. 開催場所 大津市役所新館7階特別会議室

3. 出席委員（18名）

1 番	村田	省三	委員
2 番	音島	義孝	委員
3 番	大伴	四郎左衛門	委員
4 番	安井	善次	委員
5 番	井上	一夫	委員
6 番	小谷	英利	委員
7 番	森元	直紀	委員
8 番	音野	茂	委員
9 番	上田	雄亮	委員
10 番	正田	富美子	委員
11 番	万木	巳壽	委員
12 番	本郷	忠史	委員
13 番	上野	壽久	委員
14 番	西村	浩	委員
15 番	森	繁孝	委員
16 番	石津	正嗣	委員
17 番	上坂	雅彦	委員
18 番	濱田	博之	委員

4. 欠席委員（0名）

5. 説明員（4名）

農林水産課

6. 傍聴人（1名）

7. 議事日程

議案第52号 大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に関する意見について

議案第54号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第55号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第56号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第57号 農用地利用集積計画について

議案第58号 農用地利用集積等促進計画の案に関する意見について

議案第59号 農地法第51条第1項に該当する事案について
報告第66号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第67号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第68号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
報告第69号 農地の転用事実等に関する照会について
報告第70号 農地法第51条第1項に該当する事案について

8. 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主任

9. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻となりましたので、第25期第13回大津市農業委員会定例総会を開会いたします。

最初に大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

なお、先唱につきましては、議席番号順となっております。本日は、議席番号13番 上野壽久委員に先唱いただきますので、以後一斉に、ご唱和をお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっておりますので、本日は南部選出の副会長であります音野 茂委員をお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

副会長 皆さん、よろしくお願いいたします。全員そろいましたので、それでは、議事に先立ちまして、本定例会総会の成立について申し上げます。

本日は全員ご出席いただきましたので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、会長からご挨拶をいただきます。

会長 < 会長挨拶 >

副会長 どうもありがとうございました。

それでは、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。
議事録の整理のため、発言にあたっては挙手し、議席番号と氏名を述べていただいた上で、ご発言していただきますよう、お願いいたします。
また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願いいたします。
では、議事が円滑に進行できますよう、ご協力をお願いいたします。
大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

9番 上田 雄亮 委員

10番 正田 富美子委員

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。着席して進めさせていただきます。

まず初めに、前回継続審議となっていました議案第52号 大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に関する意見についてを議題いたします。農林水産課の説明を求めます。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議長 ありがとうございます。続きまして、事務局、お願いいたします。

<事務局、資料に基づき回答案の説明>

議長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見・ご質問はありますか。

委員 この前、前回の定例会で保留ということで、今回の議案ということになりましたが、ざっと説明をいただいて、納得する部分もありますし、やっぱり疑問、疑念を持つ部分もあります。特に前段の申請者等の取扱い、理由書からする真の申請者は誰なのかということからすると、ちょっと疑問を持つところがありますが、それも今後、農地転用という農地法の手続が次の段階で出てくるとしますので、またその辺でしっかりと考えていきたいと思います。

それと、簡単に説明があったと思うのですが、農用地除外をするにあたっては、最小限にしないという第一条件の中にはあると思うんです。本当に区分けが必要な分はどれだけの面積なのかというのが具体的なものがあまり示されていないと思いますので、それも今後、農地転用の時に、もう一度、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

私が一番懸念しているのは、やはり土砂の安全性というか、安定性ですし、明らかに極めて高い確率で建設残土が持ち込まれると思っていますし、一番不安定な土砂やと思っています。ですから、それに対する安全

性、それから排水、特に排水ですね。排水先が今、土地改良区の水路しかないと見られますので、近傍の河川までどのようにして排水されるのか、要は農地に影響が出ないようにどのように考えてもらえるのかも含めて、今後、きちっと整理をしていただきたい。とにかく法律というものに関わるのは農地法だけになってきますので、条例は別としまして、十分しっかりと確認をして、現地も確認をしてやっていきたいと思います。

2年前に一応承認はされているということも確認しておりますし、この案件についてはもうやむなしということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ほかに何かご意見ございませんでしょうか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等も出尽くしたようですので、お諮りいたします。
議案第52号 大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に関する意見については、回答案のとおりとすることに同意される方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手多数により、議案第52号 大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に関する意見については、回答案のとおり大津市長あてに回答することに決定いたします。

農林水産課 ありがとうございます。失礼いたします。

議 長 続きまして、議案第54号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺ひいたします。

No. 1の北比良につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員 本件、7月3日に推進委員と代理人、そして私の3人で確認をしました。譲受人は、ここにも書いていますように、非常にご高齢なのですが、今も健康で営農意欲も高く、息子さんも今はされていないのですが、将来は農業を引き継ぐ意思をお持ちであるということを確認しました。

申請地も資料３ページのとおり、現在、耕作がされておりますし、ほかに所有されている農地、あるいは借り受けされている農地も全て耕作をしておられて、以上によって本件、何ら問題はないと考えますので、ご承認をくださいますよう、お願いいたします。

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。
続きまして、No. 2 の南船路につきまして、地元委員より、ご意見をお願いいたします。

委員 ６ページ、７ページ、開けていただいたら分かると思うのですが、この土地は72㎡、実際どこにあるのかと当地区の推進委員と場所を探すのがどうだというぐらいの場所です。入るのにどこから入るのだと。水路の横の昔の里道から入るということで、現地申請者と推進委員と7月2日に行きました。

この譲渡人ももう高齢で、次の代にこの農地を生かすにはちょっと難しいということで、知り合いの方、譲受人ですが、この方も商売をやっておられまして、今はその息子さんが引き継いで商売をやっておられまして、譲受人も高齢ですが、田畑も現状やっておられますし、隠居の身で畑として利用するということです。

それで、この入り口、どうされますかということで聞いたら、この写真の左上に石垣がありますね。ここが譲受人の商売をやっておられる場所です。その隣を今回買われたわけですが、どうやって入りますかということですが、実際、トラクターが入ることはできないし、耕運機でも難しいような場所です。今までどうされていましてかと尋ねたところ、売主の方は全然何もしていないと、ただ保全管理だけと。土地の有効利用ということを考えますと、隣の方が地続きに買われて老後の畑をするということをおっしゃっていますので、そのほうがいいのではないかなというふうに判断して現場を去ったわけです。

ただ、問題は、本当に畑をされますかということで確認をしたわけです。当日、譲受人は来られなかったもので、再度、電話でさせてもらって念押しをしたんですね。

以前、この春にもこの方は自分の家の近く畑の隣も買ってございまして、それもちょうど管理をされていますので、今回もそのような申請方法で来られたので、隣の土地を買ってございられるということで有効ではないかと思えます。

ただ、実際、不便なところですから、今後、観察が十分必要ではないかと思えますので、今後の状況を十分見ながら判断していただきたいと思えます。どうかご審議、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No. 3 の伊香立上龍華町及びNo. 4 の伊香立上在地町につきましては、地元委員より、一括してご意見をお願いいたします。

委員 まず、No. 3 の伊香立上龍華町の土地ですが、11ページの写真を見ていただきますと、圃場の手前に木が4本生えておりますが、7月2日立会いに行きました際、申請人と推進委員と私の3名で立ち会ったのですが、その際にはもうこの木は既に切られておりまして抜根されているような状態にありました。あと、さらに写真見ていただいて、右手の奥、ちょっと木が繁っているのですが、こちらも既に切れていましてもう少し開けたような状況にはなっております。もともとこの土地自体が不耕作地ということで、長年、畑ではあったのですが、雑草が生い茂るような状況でしたが、現地確認に行った際には、既に草も刈られておりまして、1回重機が入って土も耕されているような状況にありました。

申請人の方と話していると、この近くに獣害が結構ありまして、鹿や猿等がいます。野菜をされるということで、まずここに柵を立てるというふうにおっしゃっていましたので、口だけというわけでもなく、前向きに取り組まれる姿勢を感じましたので、何ら問題ないようには感じました。

以上、こちらの審議をよろしくお願いします。

続きましてNo. 4、伊香立上在地町のほうですが、こちらは昨年までは水稻をされていたということでして、持ち主の方が耕作困難だということで新たに譲り受けられるとのこと。一応、来年度からまた水稻を作付されるということで、記載のとおり、機械作業に関しては地元の営農組合のほうに依頼をするとおっしゃっておられました。

現地確認、こちら7月2日、推進委員と私と申請者の方で立会いまして、現地を見に行きましたら、15ページの写真のとおり、既に草が刈られておりまして、管理がされているような状況にありましたので、こちら問題ないかと思えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No. 5 及びNo. 6 の穴太二丁目につきましては、地元委員より、一括してご意見をお願いいたします。

委員 まず、1つ目の穴太二丁目〇〇番地の土地について売買が成立しましたので、変更という形になりました。

私、また推進委員、ご当地の譲受人の立会いをいただいた上で現地確認をさせていただきました。この方につきましては、〇〇さんが元所有者でございますが、高齢のために作業等困難という状況の中で、近いところではありますが、譲受人が肩代わりしてやらせてもらうというお話になりました。同じ穴太一丁目、また穴太二丁目と近くの方であって、要望をされた上でやりましょうということです。

また、この譲受人につきましては、今回の二丁目〇〇番地の隣に自分で

農地を所有しておられまして、これを受けるにおいて別に支障はない、できることであればやらせてもらうという形での話が通りまして、今回の申請ということになります。

なお、現地につきましては周りが農地であるわけですが、水利等については何らほかに影響はないような状況でございますので、問題ないというように確認をいたしました。

これについてもご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、同じく穴太二丁目〇〇につきましては、同日での調査が一番よかったのですが、譲受人の都合等も合わせまして、7月6日に現地確認を推進委員と併せてさせていただきました。この土地につきましては、別の方が所有しておられますが、お住まい、また作業等のことは高齢により困難ということを受けまして、譲受人が売買によりされるとということで、現地を管理するという形でやっておられます。

なお、譲受人につきましても、自分の所有地が北側にもございまして、その土地の隣ということで、作業する上において困難というものについてはないということでございまして、所有しておられます機械等については必要がない形で、鍬、鎌等で軽微なものであれば十分作業ができるということで、野菜を作るということで購入される形で農業をされる、また水利とかについて別に問題はなしに、自宅からホースを引っ張ってできるような状況にありますので、ほかの農地に対しての水利関係については影響がないような状況であると判断をしました。

以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、No. 7の里四丁目につきましては、地元委員よりご意見をお願ひいたします。

委 員 当該地の譲渡人は高齢の方でして、譲受人はもともとこの近くではなくて、新興地にお住まいの方ですが、七、八年前に定年退職をされましてちょっと畑がしたいという希望を持っておられまして、土地の方の照会でこの里四丁目〇〇の畑を当時借りて、そして県外の知人のところへ半年間、農業を勉強に行かれて畑作を始められた方です。その後、譲渡人のほうが高齢でできない、できたら買ってほしいというようなことがありましたので、今回、この申請となったものです。

譲受人自身は今現在、J Aの直売所にナスを出しておられまして、昨年、一昨年ぐらいはサトイモを中心に出しておられるということで、この写真を見ると非常に草が生えて荒れ地になっているのですが、徐々に畑を広げておられる状況です。年齢的に高齢でこれから先、何年やっていただけるかというのは正直、ちょっと不安なところはあるのですが、少なくとも周辺に現在、耕作放棄地が増えている中で多少でも農地を維持していただけるということであれば、お願ひするべきだと思いますので、この申請

を認めていただけたらと思います。

ご審議、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りいたします。
それでは、No. 1 について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第54号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 2 について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第54号No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 3 について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第54号No.3は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 4 について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第54号No.4は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 5 について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第54号No.5は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 6 について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第54号No.6は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 7 について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第54号No.7は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第55号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。説明が終わりました。
なお、この案件は顛末案件でもあり、一日立会委員の現地調査は実施いたしませんでした。

農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況について、No.1、No.2及びNo.3の真野四丁目につきましては、私が地元委員でございますので、一括して意見を述べさせていただきます。

今、事務局がほとんど説明していただきましたので、何か説明することはあまりないとは思いますが、No.1につきまして隣地関係図や写真などで見てもらったとおり、周囲は東側、南側は山林で、西側には宅地があつて、一部農地へかかっていますが、雨水などは自然浸透及び道路の側溝に排水されて、周辺には迷惑かからないと思います。別に問題ないかと思われます。

そして、No.2につきましては、自宅の前の一部分ですが、既に整地されきれいにされていますが、これも隣地には関係なく、雨水とかは全部自宅の横の排水溝と道路の側溝へ流れるようにして、農地への影響はないと思われる。これも最近きれいにされていますが、別に付近の農地からの苦情はなかったと思います。

それと、No.3も顛末案件ですが、これもきちっとされています。排水溝もきちつとなつて自然浸透及び排水溝により雨水などは周辺の農地への影響はないと思われるので、皆様、慎重に審議していただきたいと思います。

この3件とも別に問題ないと思われるので、慎重に審議していただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、何かご意見・ご質問はございませんか。

委 員 ちょっと分からないので教えていただきたいのですが、32ページの内容説明のところに、改めて考えるとのことであると書いてありますが、これは、最終的には変更なければ問題ないのですか。

また、37ページのところは、じつと改めて考えてみるとか、次の42ページのところも改めて考える、と何か奥歯に挟まったようなことが書かれていて、最終的には変更なくて別に問題ないということなんですか。説明の時に何かおかしいなという感じがしたのですが、最終的に隣接者の意見の

ところで問題ないと言われていたら、それはそれで素直に聞いておいたらいいんですか。

すみません。何か変な感じやなと思って。

事務局　今回転用にあたりまして、説明に行かれた時にすぐにそういったお返事を得られなかったというところですが、その後、特段変更なければ問題ないと回答はいただいているところでございますし、その後、また何かする時には前もって申し述べる約束をしたというところでやり取りはしているとのことで、今回の転用に関しては問題ないと聞いております。

委員　事務局に質問ですが、No. 3 です。農業用倉庫で申請を出しておられると思いますが、43ページの顛末書に記載のとおり、農業用倉庫として使われますという説明がありましたが、農業用倉庫という分が一つもなく、今は生活用品の一部が入っているということですが、これは普通の倉庫ではないんですか。

事務局　おっしゃるように、もともとは農業用倉庫として建てられたものではないのですが、もともと使われていた息子さんがそこを使わなくなったとのことで、今後の使い道として農業用倉庫として使われるということで、今回改めて申請をいただいた形になっているのですが、今後の使い道として農業用倉庫として使われるというところでございます。

委員　はい、分かりました。

議長　ほかに何かご意見ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長　それでは、ご意見等も出尽くしたようですので、お諮りいたします。
No. 1 につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長　挙手全員により、議案第55号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No. 1 は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 2 について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長　挙手全員により、議案第55号No. 2 は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 3 について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第55号No.3は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第56号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、去る6月26日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、ご報告をお願いいたします。

委 員 まず、1番の葛川町居町の土地ですが、事務局の説明にありましたように、〇〇経営のための進入路と庭になる予定の土地です。現場は、写真を見ていただいたら分かりますように、山の斜面の畑地だったであろうところです。周辺にも畑があるのですが、実際、畑として機能しているところはなくて、周りは全部このような状況です。

ただ、山の斜面ですので、削ったり土を入れたりすると、下のほうに川が流れているのですが、土砂の流出なんかがあると思ったのですが、そういうことはしないという話でしたので問題ないかと思いました。

それから、2番の大石東二丁目の土地ですが、先ほど言われましたように、長年、耕作をされずに放置されている多分田んぼだったと思うのですが、もともと譲渡人のほうは地元の方で、相続において取得したのですが、実際、県外にお住まいで、全く農業に従事されていないということで、耕作をされていない土地でした。隣の方が家の駐車場に使いたいとのことで、今回の売買になったものです。

先ほど説明ありましたように、特に大きな土盛りもなく、そのまま整備して駐車場に使うと、水はそのまま自然浸透するなり道へ流れるような状況ですので、これも周辺農地には全く影響ないかと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No.1の葛川町居町につきまして、地元委員よりご意見をお願いします。

委 員 葛川の農地の件ですが、46ページ、写真を見ていただきまして、その隣の47ページの地図を照らし合わせながら説明をさせていただきますと、まず46ページの写真の1番に見えます宿泊施設になる家に向かうには、里道を使わないと今現状は上れないという状況になっておりまして、今回新たにこの農地に道を入れることで、直接車で上の宿泊施設まで上がれるよう

にするということでした。

先ほど地元委員から説明がありましたとおり、土を入れたりとかそういうことがなく、今のこの現状の傾斜角度に近い状況でそのまま道をつけるということで、残りの部分はさらに畑というか、庭として使うということでしたので、大きな工事というイメージは私は抱かなかったので、その土砂の流出とかそういうのはないようには感じました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、No. 2 の大石東二丁目につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委 員 議案第56号のNo. 2 大石東の物件ですが、この土地に関しては、先ほども言われたように、持ち主の方が県外に住んでおられるということから、土地の管理に来ることが少なく、ここに上げておられる写真の状態のように草が繁っている状態でして、見かねた譲受人とか近所の方が草刈りなんかを行っておられるというのが現状の土地です。譲受人としても、住んでいる家の横が草藪になっているというのをよしとしないというところに、この土地を持ち主の方が田畑として利用するという意思がないということです。ですので、今回、譲り受けを行い、自ら管理することとされた物件です。

ですので、今回の申請に関しては何ら問題ないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

それでは、何かご意見・ご質問はございませんか。

委 員 1 番の備考のところに交換と書いているのですが、交換と言ったら相手があるはずですが、1 個だけ出てきているのはどういう意味でしょうか。

事 務 局 今回、土地の取得にあたって、もともとからこの写真に写っている農地をこの企業は購入されるつもりで最初に売買をした土地があるのですが、それがちょっと行き違いがあってもう少し山側の土地を購入していたような契約になっておりまして、それが後から間違いが分かりまして、もともと購入予定の土地と交換をするということで、本来から欲しかった土地を間違って購入した土地と換えるようなことで、今回の土地については交換というふうな契約になっております。

前段階で別の土地を間違って買っているところがあるんです。

委 員 分かりました。

議 長 ほかに何かご意見ございませんでしょうか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等も出尽くしたようですので、お諮りいたします。
No.1につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第56号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、No.2につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第56号No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第57号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

それでは、農林水産課の説明を求めます。

<農林水産課 説明>

議 長 説明が終わりました。何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りいたします。
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第57号 農用地利用集積計画については、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第58号 農用地利用集積等促進計画の案に関する意見についてを議題といたします。農林水産課から計画案の説明をお願いいたします。

<農林水産課 説明>

議 長 続きまして、事務局からの回答案の説明をお願いします。

<事務局 回答案の説明>

議長 説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第58号 農用地利用集積等促進計画の案に関する意見については、
回答案のとおりとすることに同意される方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第58号 農用地利用集積等促進計画の案に関する
意見については、回答案のとおり大津市長あてに回答することに決定いた
します。

続きまして、議案第59号 農地法第51条第1項に該当する事案について
及び報告第70号 農地法第51条第1項に該当する事案についてにつきまし
て、関連しますので、一括して議題といたします。事務局の説明をお願い
いたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見・ご質問はありますか。

委員 これは農地法で処理をするとのことですが、位置図を見ますと河川や公
道があると思いますが、それについて何か措置などは同時にやられている
のでしょうか。

事務局長 ただいまのご質問ですが、河川並びに公道の所管につきましては、〇〇
が所管となっております。この件、大津市のほうでも把握した直後から〇
〇とも情報共有を進めておりまして、なかなか日程が合わなくて一緒に現
地調査はできていないのですが、〇〇でも現地確認をされております。ま
た、公道の間には里道水路というのもございますので、そういったところ
も併せて〇〇からも指示をされているという現状となっております。

また、機関が異なるということもございまして、こちらにつきましては
先日、大津市の副市長から〇〇と連携して厳格な対応を進めていこうと調
整をいただいているところでございます。

以上でございます。

委員 今現在の流れとしては、この図でいくと勧告は既に6月24日にされたと

ということですね。その後、弁明の機会の付与の通知書を出すというのは、もうこの次の段階に入っているということですか。

事務局長 これから進めていくという段階になっております。

委 員 通知書というのは、まだその前？

事務局長 ちょうどそのところを今回、議決をいただいて進めていこうというところでございます。

委 員 すみません。はい、分かりました。

議 長 ほかに何かご意見・ご質問はございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等も出尽くしたようですので、お諮りいたします。
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第59号 農地法第51条第1項に該当する事案については、原案のとおり決定いたします。

続きまして報告案件です。報告第66号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第67号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、報告第68号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、報告第69号 農地の転用事実等に関する照会について、以上、一括して事務局から報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

<事務局、集計報告>

議 長 ありがとうございました。
ただいまの報告について、ご意見・ご質問はございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、事務局からその他の報告をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 ありがとうございました。全体を通して何かご意見がございますか。なければマイクを司会にお返しします。

副 会 長 以上をもちまして、第13回大津市農業委員会定例総会の全ての議案、報告事項を終了いたしました。

 これをもちまして定例総会は閉会とします。皆様、お疲れさまでした。

議事録署名委員

議 長（安井 善次 委員）

印

委 員（上田 雄亮 委員）

印

委 員（正田 富美子委員）

印